

(様式1)

2019年9月～

千葉県立千葉工業高等学校

校長 西澤 康男

### インフルエンザにおける療養報告書の提出について

インフルエンザは、重篤化すると命に関わることもある感染力の強い病気です。そのため、学校保健安全法施行規則第19条により、出席停止期間が決められております。インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」に療養経過を記入し、提出してください。**その際、医療機関を受診した証明となるもの（病院発行の領収書および調剤明細書の両方）の添付をお願いいたします。**

〈インフルエンザ出席停止期間の基準〉

「発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで出席停止とする。」  
(学校保健安全法施行規則第19条)

保護者が記入

千葉県立千葉工業高等学校長 様

### インフルエンザにおける療養報告書

科 年 組 生徒氏名

インフルエンザ（A型・B型・未判定）との診断（\_\_月\_\_日）を受け療養中のところ、下記経過のとおり症状が軽快し、出席停止期間の基準1～3を全て満たす状態に回復したことを報告します。よって \_\_月\_\_日より登校します。

記

○印	出席停止期間の基準
1	発症日（発熱した日）を「0」とし、翌日から数え5日を経過している。 発症日：__月__日（記入してください）
2	解熱後2日を経過している。（朝から平熱に戻った日を1日とカウント）
3	登校しても活動できる状態に症状が回復している。

\* 受診した医療機関名（ ）

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

保護者氏名